

平成30年度 事業計画

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

I、活動の基本方針

県連は一般社団法人として、また県内8単位会は公益社団法人として、公益法人制度に則り、活動を展開していく。

今後も、社会的に公認された団体として、活発に諸事業を展開していく。

更に、税を中心とした活動を推進し、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献できるよう、諸施策を展開していく。

II、主な事業計画

1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業

(1) 税務研修会事業

- ・長崎県内に所在する法人（資本金1億円以上及び支店を含む。）等を対象に、2月中旬に長崎市、佐世保市において「税務研修会」を開催する。
- ・講師は福岡国税局調査査察部に依頼し、内容は消費税をはじめとする税制改正や、法人税関係法令の改正等の説明が中心となります。

(2) 単位会の実施する租税教育の支援事業

① 青年部会連絡協議会租税教育活動支援

- ・租税教育活動は法人会活動の基本の一つであり、今後益々そのウェイトは高まるものと思われる。長崎県法人会連合会青年部会連絡協議会（以下「県法青連」という。）がその中心となり、県下の小中高生に税の仕組みや大切さを理解してもらうために、単位会の青年部会が開催している租税教育活動の運営について指導・支援を行う。
- ・現在は県下8単位会が全て実施しており、今期も引続き推進していく。
- ・県法青連においては、租税教育活動がスムーズにアクティブに実施できるよう、事例発表の研修等を通じて、講師をはじめ人材の育成を図る。

② 女性部会連絡協議会租税教育活動支援

- ・女性部会連絡協議会（以下「県法女連」という。）における活動は、「税に関する絵はがきコンクール」が主であるが、昨年同様全単位会の活動とより以上の実績が上がるよう支援を行う。
- ・優秀作品の選考・表彰等を行い、県連も主体的に支援していく。

(3) 税の広報事業

① 新聞広告

- ・本年度も「税を考える週間」の11月に併せ、全法連の協力も得て長崎新聞に広告を掲載する。

② ホームページによる掲載

- ・毎年書換を行っており、全法連の指導する「統合プラットホーム」の活用等考慮しながら進めていく。
- ・今後も国税の電子申告、納税システムであるe-Taxの利用促進を、説明会や研修会等を通じて情宣していく。

(4) 税の提言事業

① 税制改正提言の取りまとめ

- ・税制アンケートについては、各単位会税制委員を対象に実施し、結果については全法連で取りまとめ、税制委員会での提言の取りまとめ作業に反映することとしている。

- ・税制改正要望については、「税制委員会の検討テーマ」及び上記のアンケート結果を踏まえ、税制委員会で審議のうえ県連で取りまとめて全法連へ提出している。
 - ② 国会議員・県知事・地方自治体等への要望活動
 - ・全法連で採択された「税制改正に関する提言」は冊子として配布され、県連単位会では県下選出の国会議員及び地方自治体の首長等に、提言実現の要望活動を今後とも実施していく。
- (5) 単位会の実施する社会貢献活動の支援事業
- ・単位会において女性部会や青年部会が社会貢献事業を行う場合に、県連からの支援を行う。
- 2 法人会が行う税を巡る諸環境並びに地域の経済社会環境の整備改善等の各種事業を支援する事業
- (1) 助成金運営事業
- ・全法連からの委託事務に基づき、本年も県連が助成事務の取りまとめを実施。助成金の申請・実施報告書の取りまとめと同時に、指導・研修等行う。
 - ・助成金等の適正な運用については、理事会及び総務委員会等で協議検討を行い、実施する。
- 3 各法人会の活動支援及び充実発展等を目的とする事業
- (1) 支援事業
- ① 単位会への運営費助成
- ・本年度も小規模法人会を配慮し、従来どおり補助をし、支援していく。
 - ・どの範囲内までか及び配分額については、理事会及び総務委員会等に諮る方針。
- ② 委員会等の開催
- ・各委員会や事務局長会議、及び女性部会・青年部会の連絡協議会を通じて各単位会や委員会が抱える課題や対策について、協議・情報交換等を行う。
 - ・会員の増強については、全法連の計画に則り推進していく。
- ③ 職員研修会等の開催
- ・単位会役職員の能力向上を図るため、全法連や九北連の支援を得て、適宜に研修会等を開催する。
- (2) 交流事業
- ① 青年部会連絡協議会ゴルフコンペの開催
- ・会員間及び組織の相互交流を図る目的で開催方針。
- ② 関連諸団体との連携
- ・福岡国税局管内法人会連合会主催の九北連総会の会議をはじめ、連絡協議会等に出席し情報交換を行う。
 - ・九州域内の各県連間の情報交換の場を活用する。
- ③ 各単位会が行う福利厚生制度を推進する事業
- ・単位会役員の福利厚生を充実する目的として、経営者や従業員の病気や事故による死亡、高度障害、入院について保障する「経営者大型総合保障制度」「ビジネスガード」「がん保険制度」等の普及推進を協力会社と連携して取り組む。
- 4 法人会会員の財政及び経営の安定化を図るための貸倒保証制度の普及推進事業
- (1) 貸倒保証制度の普及推進事業
- ・単位会会員の経営支援サービスの一環として、今後も普及推進を図る。今後とも資金創出のツールとして推進していく。